|  |
| --- |
| 　　受　　　　　 付 |
| 　群馬県知事あて | 家 屋 附 帯 設 備 価 額 申 告 書（県税条例第70条第７項の規定による申告書） |
| 申告年月日 | 年　　　　月　　　　日　　 |
| 主体構造部の取得者 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 | 印　 |
| 附帯設備に属する部分の取得者 | 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 | 印　 |
| 　県税条例第70条第７項の規定により、次の主体構造部の取得者の不動産取得税について減額し、当該額を附帯設備に属する部分の取得者に課税してください。 |
| 課税年度 |  | 取得者番号 |  | 徴収番号 |  |
| 課税標準額 | 千円 | 税額 | 円 |
| 家　　屋 | 所　　　　　　　　在 | 用途 | 構造 | 床面積 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 取 得 価 額 | 円 | 内訳 | 主体構造部の価額 | 円 |
| 附帯設備に属する部分の価額 | 円 |
| 注 意 事 項 | １　この申告書は、家屋の取得について、主体構造部の取得者と附帯設備に属する部分の取得者が異なり、両者協議の上、不動産取得税を分離したい場合に提出してください。２　この申告書は、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に提出してください。 |